

～いつまでもいきいきと暮らせる八女市を目指して～

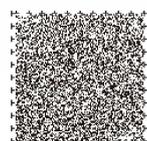
八女市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版



この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを付けています。各ページの音声コードを専用のアプリで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。この冊子は、両面に音声コードが印刷されています。



発行日／令和6年3月 編集・発行／八女市 健康福祉部 介護長寿課

〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 TEL 0943-24-9466

計画策定の趣旨

八女市では、「八女市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を令和3年に策定し、地域包括ケアシステムの構築と高齢者福祉の充実に向けた取り組みを進めてきました。

「八女市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」は、おおよそ市民の3人に1人が65歳以上という本市の状況や国の動向を踏まえつつ、令和22(2040)年度を見据えた中長期的な視点を持ち、高齢者自身も役割や生きがいを持って暮らせるまちづくりに向け策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（第20条の8第1項）の規定による「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条第1項）の規定による「市町村介護保険事業計画」、成年後見制度利用促進法（第14条第1項）の規定による「成年後見制度の利用促進に関する市町村計画」を一体のものとして策定しています。

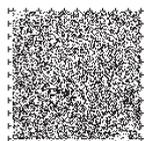
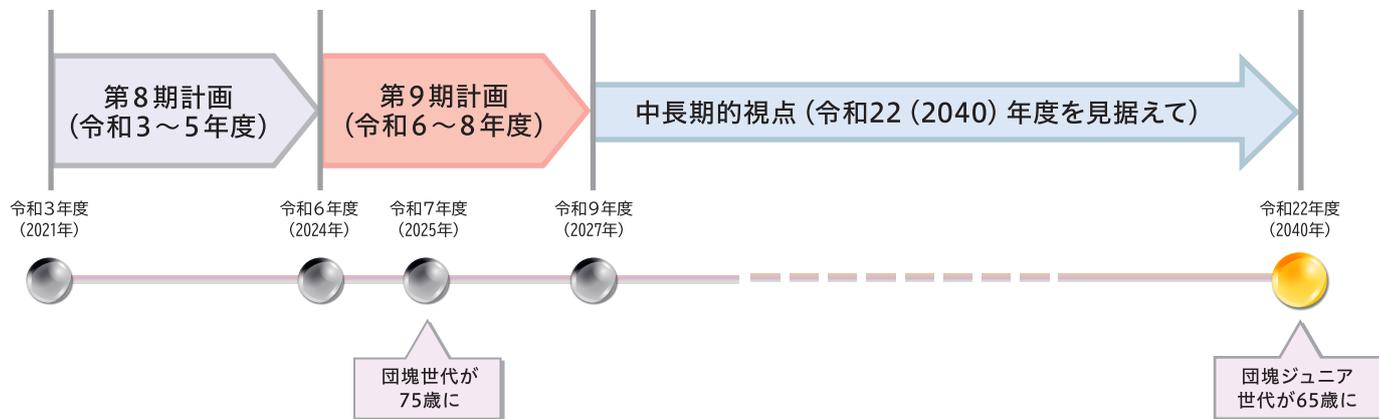
また、「第5次八女市総合計画」（基本構想計画期間：令和3～12年度）を上位計画とし、福祉分野の各個別計画に共通する理念や取り組み等を定めた「第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の本市の関連計画と整合性を図り策定するものです。なお、「第5次八女市総合計画」では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進に向けた施策展開を設定し、本計画と関連する内容では5つの目標を提示しています。本計画においても、SDGsの視点を取り入れた計画の推進を行い、目標の達成に向けて取り組みます。

本計画と関連する SDGs の目標



計画の期間

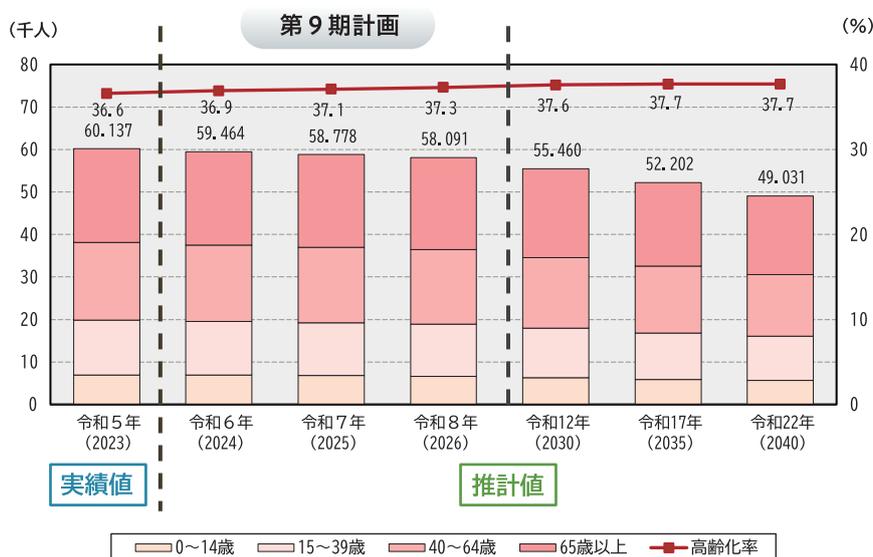
本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。



高齢者福祉に関する現状と課題

●人口の動向

本市の総人口は減少傾向にあり、今後も減少傾向で推移し続け、団塊ジュニアが高齢者となる令和22(2040)年には、5万人を下回ると予測されています。年齢区分別にみても、すべての区分で減少が続き、高齢化率は緩やかに増加し続け、令和22(2040)年には37.7%に達することが見込まれます。



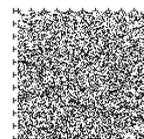
※実績値は住民基本台帳(10月1日現在)、推計値は令和元(2018)~令和5(2023)年住民基本台帳(各年10月1日現在)の実績人口に基づくコーホート変化率法による推計値(各年10月1日現在推計値)

●要介護【支援】認定者数の推移

要介護等認定者数は、令和5(2023)年度の4,176人から、令和22(2040)年度までほぼ横ばい状態で推移していくことが見込まれます。また、認定率は、令和8年度まで19%台での微増状態が続くことが見込まれていますが、令和22(2040)年度には22.9%にまで上昇することが予測されています。



※実績値は介護保険事業状況報告(各年10月1日現在)、推計値は令和3(2021)年度・令和4(2022)年度・令和5(2023)年度実績値(見込み)を基に厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムを用いて算出



計画の体系

計画の基本理念と5つの方向性のもと、以下の体系により関連施策を推進します。

【基本理念】

【計画の方向性】

【主要施策】

いつまでも健康で安心してともに暮らせる環境づくり
いつまでもいきいきと暮らせる八女市を目指して

基本目標 1
地域で高齢者を見守り、
支えあう地域包括ケア体制の充実



基本目標 2
介護予防と生活支援の充実



基本目標 3
健康づくりや社会参加・
生きがいの推進



基本目標 4
安心して暮らせる
環境づくりの推進



基本目標 5
介護保険サービスの充実



1. 八女市地域包括ケアシステムの深化・推進

2. 地域包括支援センターの機能強化 **重点**

3. 地域ケア会議の推進

4. 地域での見守り・支え合う体制の充実

5. 介護人材等の確保・育成及び介護現場の業務効率化 **重点**

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

2. その他の生活支援サービスの充実

3. 地域と連携した介護予防・生活支援の展開

4. 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

1. 健康づくり・生きがいの活動の推進

2. その他の社会参加活動等の推進

1. 認知症施策の推進

2. 高齢者の虐待防止と家族介護者への支援

3. 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画) **重点**

4. 在宅医療・介護連携の推進

5. 福祉のまちづくり

6. 防犯・防災対策の充実

1. サービス基盤の整備

2. 施設・居住系サービス

3. 地域密着型サービス

4. 居宅サービス

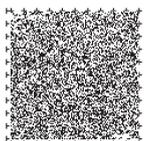
5. サービス別給付費

6. 介護保険の事業費

7. 介護保険の算出

8. 介護給付適正化に向けた取り組みの推進
(介護給付適正化計画)

9. 介護保険の円滑な運営のための方策



重点目標の取り組み内容

本計画における重点目標として、次の内容に取り組みます。

▶地域包括支援センターの機能強化

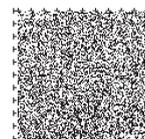
- 令和6年度からは、八女地区以外の黒木、立花、上陽、矢部、星野地区の地域包括支援センターを黒木地区に設置します。1か所に集約することで、3職種（主任介護支援専門員・保健師等・社会福祉士等）の相談体制を強化し、効果的な運営を図ります。
- 高齢者のみならず、障がい・子ども・生活困窮等、属性を問わない複雑化・複合化した処遇困難な事例に対応することができるよう各種関係機関との連携を図ります。
- 地域包括支援センターの総合相談窓口としての認知度向上と定着を図るため、ホームページ、広報、FM八女やほうかつ通信の発行等により、市民への周知を図ります。

▶介護人材等の確保・育成及び介護現場の業務効率化

- 介護職員初任者研修等の取り組みを拡充することにより、訪問介護員等の人材不足解消を図ります。また、就職希望者と市内の介護保険事業者をつなぐ仕組みづくりを構築します。
- 介護・福祉関係事業者、教育機関と協働し、介護職の重要性・専門性について地域住民へ広く発信することにより、介護に対する理解の促進や興味・関心を持つきっかけづくりに取り組みます。
- 介護保険サービスの指定申請書類や各種届出書類について、手続きの簡素化や文書削減をすることで、介護サービス事業者の負担軽減を図ります。

▶成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）

- 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利を守るために成年後見制度が整備されています。元気なうちに成年後見制度について正しく理解し、意思決定を高年齢者本人ができるよう、研修会等を通して制度の周知に努めます。
- 市民後見人の担い手育成に取り組みます。必要な実務研修等を実施し、市民後見人の活動につながるよう支援を行います。
- 後見人の相談に応じ、適正な後見事務の遂行を支援するとともに、後見人の資質向上に努めます。



サービス基盤の整備

第9期計画期間においては、日常生活圏域ごとのサービス基盤の整備、特に山間地域でサービス事業所が少ない東部エリアでの整備に取り組みます。

具体的には、小規模多機能型居宅介護について、未整備の3圏域（上陽・矢部・星野）での整備を推進し、第9期計画では、そのうち2か所での整備を目指します。

第9期計画におけるサービス基盤整備計画

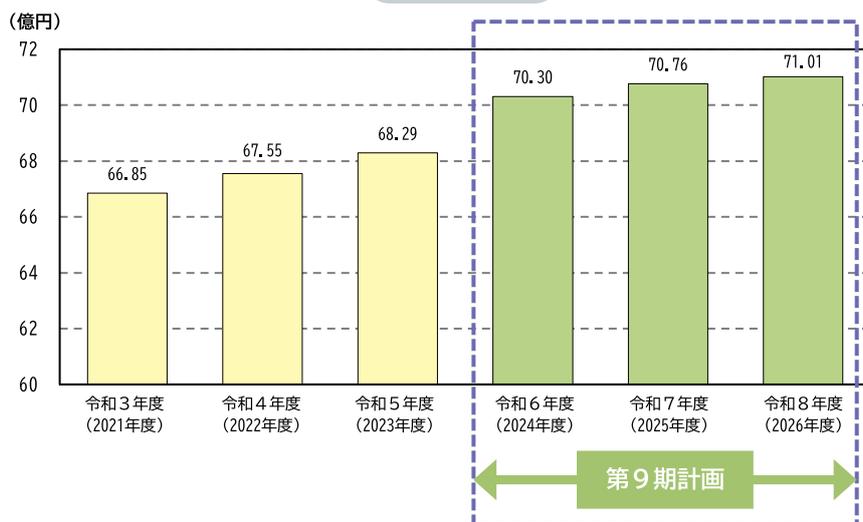
(か所数)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
小規模多機能型居宅介護	1	1	0	2

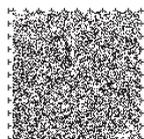
介護給付費の見込み

第9期計画期間の3年間は、認定者数の増加による利用者数の増加や報酬改定などに伴い、さらに増加する見込みです。

総給付費



(資料)実績値は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)、推計値は令和3年から令和5年度実績値(見込み)を基に厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムを用いて算出



介護保険料

第9期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の所得段階については、国の標準段階が、13段階への多段階化により、低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図ることとされました。

本市の保険料段階は、国の基準段階である13段階を基本とします。第1段階から第3段階までの住民税非課税世帯については、公費による保険料の軽減を継続して行います。

保険料基準額（年間）：74,400円（月額 6,200円）

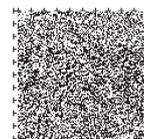
保険料段階	課税要件		所得・その他要件	保険料率※	保険料（円）	
	本人	世帯			月額	年額※
第1段階	***	***	生活保護受給者	基準額×0.285	1,767	21,200
	非課税	非課税	老齢福祉年金受給者			
			本人の前年の課税年金収入額と合計所得等の合計が80万円以下			
第2段階	非課税	非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得等の合計が120万円以下	基準額×0.485	3,007	36,080
第3段階	非課税	非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得等の合計が120万円超	基準額×0.685	4,247	50,960
第4段階	非課税	課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得等の合計が80万円以下	基準額×0.9	5,580	66,960
第5段階	非課税	課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得等の合計が80万円超	【基準額】	6,200	74,400
第6段階	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円未満	基準額×1.2	7,440	89,280
第7段階	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	8,060	96,720
第8段階	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	9,300	111,600
第9段階	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7	10,540	126,480
第10段階	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9	11,780	141,360
第11段階	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1	13,020	156,240
第12段階	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3	14,260	171,120
第13段階	課税	課税	本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が720万円以上	基準額×2.4	14,880	178,560

※第1段階から第3段階の保険料率は、公費軽減後の乗率を記載

※介護保険料の年額は、八女市介護保険条例第9条により10円未満切捨

※「合計所得金額等」とは、「合計所得金額－特別控除額－年金所得額」のこと。給与所得額がある場合には、給与所得額から10万円を控除する。所得金額調整控除がある場合は、所得金額調整控除を加えた額から10万円を控除する。（控除後の額が0円を下回る場合は、0円とする）

※「特別控除額」とは、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のこと



八女市地域包括支援センター

(高齢者等の相談センター)

八女市地域包括支援センターの役割

総合相談

様々な生活上の困りごとに対して本人や家族、近所の方や関係機関から相談を受け必要なサービスに繋がります



01

介護予防・生活支援

介護予防や要支援1・2の方へのケアプランの作成・評価を行います

- 身体の機能に不安がある
- 要介護認定の申請を頼みたい など



02

権利を守る

虐待や金銭のトラブルから高齢者の権利を守ります

- 財産の管理に自信がなくなった
- 虐待にあっている人がいる など



03

暮らしやすい地域づくり

- 地域と共に考え取り組むまちづくり
- 認知症になっても暮らしやすいまちづくり など



04

心配事・悩み・疑問…

一人で抱えていませんか？お気軽にご相談ください

名称	電話番号	所在地
八女地域包括支援センター (旧八女地区)	23-1203	八女市役所 本庁内

名称	電話番号	所在地
東部地域包括支援センター (黒木・立花・上陽・矢部・星野 地区)	42-1119	八女市役所 黒木支所内
総合相談窓口 東部地域包括支援センター立花	24-8922	八女市役所 立花支所内
総合相談窓口 東部地域包括支援センター上陽	24-8315	八女市役所 上陽支所内
総合相談窓口 東部地域包括支援センター矢部	24-9011	八女市役所 矢部支所内
総合相談窓口 東部地域包括支援センター星野	24-8212	八女市役所 星野支所内

●相談受付時間●

平日：8：30～17：15

(土日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日) 除く)

※緊急時は時間外でもご相談ください

